

第 1 号議案

2025 年度事業報告承認の件

目 次

1. 調査研究事業	 8～9
2. 建築物衛生法関連事業	 9～10
3. 普及啓発事業	10～14
4. キャンペーン事業	15
5. 教育・資格事業	16～19
6. 伝達媒体運営事業	20
7. 会員支援事業	20～22

1. 調査研究事業

1-1. 建築物における保全上の問題・課題調査／佐々木副会長

1) 顧客ニーズを踏まえた施設保全のあり方研究

技能検定試験の見直しや維持管理・運用 BIM のデータ領域の検討にあたり、事業者や現場によって「保全業務の内容・名称等」が千差万別であることが課題として明らかになったことから、2026 年度事業として「保全業務の共通項（共通仕様）」の整理を開始することとし、準備を進めた。

2) 保全業務労務単価の適切な設定の検討

国土交通省が毎年 2 月に公表する「建築保全業務労務単価」を決定するため、同省より委託された（一財）経済調査会による調査（7 月 15 日～8 月 20 日）に協力するとともに、8 月に同調査の回答意義等を説明するオンライン説明会を 6 回開催し、50 名の参加を得た。

その結果、2 月 17 日に公表された令和 8 年度建築保全業務労務単価は 14 年連続の上昇となった。これら労務単価の詳細と同単価を活用した労務費の価格転嫁に関する情報などを説明するオンライン説明会を 3 月に 9 回開催し、112 名の参加を得た。

3) ビル設備管理技能検定の価値向上

ビル設備管理技能検定の価値向上を目的に、国土交通省「建築保全業務積算要領」の技術者区分に同技能士を反映させるよう国土交通省及びビルメンテナンス議員連盟に要望を行った。その結果、1 月 21 日に「令和 10 年版改定に向けて 8 年度より本格検討に入るため、国土交通省が設置する検討会に全国協会から委員選出をお願いする」旨の回答を得た。

4) 維持管理・運用 BIM への対応検討

国が示す維持管理・運用 BIM の活用方針にビルメンテナンス事業者が対応できることを前提とした検討を行った。

具体的には、保全情報データベースの構築、保全・点検プロパティの定義および整理、普及啓発活動としてビル建築・管理 EXPO（6 月・東京、8 月・大阪）、Archi Future 2025（10 月・東京）、ビルメンヒューマンフェア（11 月・東京）でのパネルディスカッション、地区本部長・委員長合同会議（4 月・東京）での説明会等を通じて情報提供を行った。またビルメンテナンス会館（東京）の維持管理 BIM モデルを完成させ、6 月に会員に提供するための準備を進めた。

1-2. ビルメンテナンス教育プログラムの設計構築／中野副会長

1) ビルメンテナンス教育プログラムの設計に係る調査設計

ビルメンテナンス業界の持続可能性（企業経営に積極的に関与する人材の育成を目指す）に資する「教育体系」を構築し、それを検証するために必要な調査研究及び実現可能な教育プログラムの全体設計を行うため、若手経営層を中心としたメンバー構成で教育プログラム設計に係る調査研究 WG を発足し、検討を開始した。

2) トライアルセミナーの企画・実施

経営における外部環境分析を学ぶ機会として、セミナー『ビルメン経営の「次の一手」設計講座』を4月に大阪・東京（東京のみオンライン併用）の2会場で実施した。大阪会場は10社11名、東京会場は18社18名とオンライン113名の参加を得た。

2. 建築物衛生法関連事業

2-1. 従事者研修の実施／中野副会長

1) 従事者研修等の実施

企業講師研修（清掃作業従事者研修指導者講習会）を38都道府県で実施した。

2) 講師の育成

害虫防除業中央協議会に協力し、防除作業従事者研修会指導者（講師）講習会を10月3日に開催し、講師のスキルアップの一助とした。なお同講習会は、オンライン生配信で実施した。

清掃作業の企業講師研修及び従事者研修の講師育成について、協会講師育成環境整備と連携して電子媒体を活用した育成を行った。

3) 教材の充実化

研修用教材を提供するとともに、テキスト・パワーポイントを適宜ブラッシュアップした。また建築物管理訓練センターが制作した、全国協会のテキストに準拠した視聴覚教材「KISOKARA」の活用を推奨した。

4) 地区協会の開催支援

登録機関となっている地区協会に対し、登録更新などの業務支援を行うとともに、開催状況の把握に努め、研修の水準確保に努めた。

2-2. 監督者講習の実施／中野副会長

1) 清掃作業監督者講習（新規・再）の実施

厚生労働大臣登録機関として、毎月（年12回）、オンラインにて申請を受け付けた。2025年度第1回～第12回は、新規講習554名、再講習373名、合計927名の申込みがあった。

また本年度の合格者は、2024年度第10回～第12回実施分では新規講習118名（90社）、再講習134名（114社）、及び2025年度第1回～第9回実施分では、新規講習368名（267社）、再講習282名（245社）の合計890名を輩出し、修了証書と修了カードを発行した。

2) 清掃作業監督者講習用等登録機関の更新準備

2027年6月1日に登録機関の更新があることから、新たに「清掃作業監督者テキスト改訂WG」を設置し、カリキュラムやテキストの改訂の検討に向け内容の精査・検討を開始し、テキスト改訂原稿の第一次案をまとめた。2026年度にテキストを完成させ、2027年度からテキスト改訂版に基づく講習を開始する。

2-3. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の強化／村田副会長

1) 建築物衛生法の強化に向けた検討

資質向上に努力している登録事業者が評価され、優位的かつ適正に活躍できる状態をつくることを前提とした法制度面の強化を、継続してビルメンテナンス議員連盟に要請した結果、4月に議員連盟内にプロジェクトチームが設置され、協会と連携しながら具体的な検討を進めていくこととなった。

検討の方向性として、①登録事業者の位置付けの強化、②建築物環境衛生管理技術者の機能の適正化、③建築物衛生法の目的（建築物の衛生的環境の確保、公衆衛生の向上及び増進）に必要となる正当な対価の支払い、の3点を中心に進めることとなった。

3. 普及啓発事業

3-1. エコチューニングの推進／佐々木副会長

1) エコチューニング制度の推進

①技術者資格認定の実施

○技術者資格認定講習の実施

第一種は40名の申込があり、6～7月にオンラインで講習及び修了試験を実施、合格者は8～9月に実技課題を実施し、39名を認定した。

第二種は106名の申込があり、8～9月にオンラインで講習及び修了試験を実施、104名を認定した。

○技術者資格更新講習の実施

5年の資格有効期限を迎える技術者に対し、必要知識の反復履修、および最新技術・知識、関係法令などスキルアップを図るため、資格の更新講習をオンライン方式で実施した。6～8月の第1回講習では70名を認定、11～翌年1月の第2回講習では41名を認定し、合計111名の更新を行い、対象者の約70%が更新を行った。

○技術者資格認定講習の普及

技術者資格講習の受講生を獲得するため、脱炭素や省エネルギーに係る国や社会の動き（関係法令、制度等を含む）、発注者の動向（仕様、入札要件等）などの最新情報を、会員を中心としたビルメンテナンス事業者や、関連資格の運営団体等に対して周知を行うため、3月5日に開催された展示会「ビルメン CONNECT」内で講演を行った。

②事業者認定の実施

第1回事業者認定は新規3事業者、更新5事業者を認定、第2回事業者認定は新規3事業者、更新55事業者を認定した。

③制度の見直し検討

技術者資格認定、事業者認定ともに改めて開催内容や形式、時期の見直しを行うため、後述のガイドラインの改定に向けた折衝を行った。また、エコチューニング推進センター組織体制の変更に伴い、各部会委員の選定を進めた。

技術者資格講習会に関しては、現代の脱炭素技術に即した知識を付与できるようにカリキュラムの見直し・テキスト改訂の検討を進めた。

2) 制度の普及・啓発

①認定事業者へのビジネス化支援

事業者の営業資料として活用されている実践報告書の改善および同データの可用性向上のため、多数の報告書の提出を目指して提出形式（オンライン化等）の変更に向け調整を行ったが、費用対効果が折り合わず見合わせた。

②発注者への制度導入推進・支援

10 月に開催された「不動産ソリューションフェア」にて、環境配慮契約法基本方針にエコチューニングの実施が記載されていることなど、国の動きに関するプレゼンセミナーを実施し、発注者に対する普及促進を行った。また環境省が作成するエコチューニング普及促進 WEB ページ及びパンフレットの制作に協力し、資料提供などを行った。さらに 2 月 26 日の ZEB セミナー（環境省主催）にて、発注者を対象とした制度説明を行った。

加えて、環境省と連携しエコチューニングの可能性や成果がイメージできる資料を作成し、環境省「ZEB ポータル」にエコチューニングに関する解説・紹介ページが作成されるとともに、地方自治体向けに啓発資料を配布し、アンケートを実施した。

③環境配慮契約法・グリーン購入法の戦略的活用

国や自治体保有施設へのエコチューニング導入を推進するため、環境省が行う活動への協力を行った。また「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会（LCA 検討会）」にオブザーバーとして参加した。

3) 事務局業務の運営・強化

環境省が定める「エコチューニング認定制度運営ガイドライン」に基づく運営事務局の選定期限が 2026 年 3 月末に到来することから、更新の準備を行うとともに、制度の充実・拡大を図る観点から、ガイドラインの見直しに向けて環境省と折衝・調整を行った。

また、2026 年 1 月より環境省にて実施された運営事務局選定に参加し、選定の結果 5 年間の事務局認定を取得した。

3-2. 発注者に対する情報提供および関係性の強化／佐々木副会長

1) 発注者向け情報コンテンツの提供

「ベストビルメン」に発注者のニーズを喚起する特集コンテンツ「今月の特集」について、SEO 対策のための記事作成を行い、4 件の記事を公開し、約 550PV を得た。

2) 発注者に向けた利用促進

発注者が WEB 上で検索を行う際、検索結果の上位に「ベストビルメン」が表示されるよう広告出稿および前述の SEO 記事を配信するなどの施策を実施したが、費用に見合う効果が得られなかったため、「ベストビルメン」は会員名簿としてリニューアルして活用していくこととした。

発注者への情報提供については、今後も「ビルメン WEB」で継続して実施するが、関係性強化に向けた施策については、別途対応を検討していく。

3-3. 適正な発注事務の普及／村田副会長

1) 官公庁発注者への適正な発注事務の普及

厚生労働省と共催している「保全業務マネジメントセミナー」を、いつでも受講が可能なオンデマンド方式に変更し、9月より配信を実施した。13のプログラムに分割した動画として公開し、合計で1,000回超の再生を得た。

2) 建築保全業務共通仕様書・積算要領の改訂

建築保全業務共通仕様書・積算要領の次回改定（令和10年版）に盛り込むべき内容をまとめ、ビルメンテナンス議員連盟を通じて国土交通省に要望・折衝した。その結果、1月21日に「令和10年版改定に向けて8年度より本格検討に入るため、検討会に全国協会から委員選出をお願いする」旨の回答を得て、派遣対応の検討を行った。

また、諸経費算定率が現状に即した適切な形となるよう議員連盟と国土交通省に働きかけた結果、協会が示した方向性での変更を検討する旨の回答を得た。

3) これからのビルメンテナンス業のあり方に関する検討

適正取引等に関する課題解決に向けて議員連盟と意見交換を重ねた結果、6月に公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太の方針）」に、「ビルメン業の労務費の価格転嫁を進める」「労務費上昇等に伴うスライド対応や期中の契約改定を社会全体に定着させる」「前年度の低入札の価格が次年度の予定価格のベースとすることを厳格に禁止する」等が記載された。

加えて、低入札価格調査制度および最低制限価格制度における価格基準を一般的な 60%未満から引き上げるよう要望・折衝した結果、概ね 80～84%前後となる基準が2月に厚生労働省より通知された。

また例年どおり、厚生労働省および総務省に対して各省庁や地方自治体等に「契約金額の変更検討を促す通知」の発出を働きかけた結果、最低賃金額の改定に伴う通知が9月に、建築保全業務労務単価の改定に伴う通知が2月に発出された。

4) 構造的賃上げに向けた価格転嫁交渉の推進

①価格交渉に資する説明会の実施

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に臨む会員の支援を継続して行い、以下の5テーマを主としたオンライン説明会を合計41回開催し、763名が参加した。

- ・「骨太の方針」「新しい資本主義」説明会（6月、63名）
- ・「改定ビルメンテナンスガイドライン」説明会（9月～10月、299名）
- ・「ビルメンテナンスガイドラインに付随するマニュアル」等説明会（11月、133名）
- ・「労務単価等の改定を踏まえた価格交渉等」説明会（3月、112名）
- ・「中小受託取引適正化法（取適法）等」説明会（4月、156名）

②価格交渉に資する資料等の改定・提供

1月に中小受託取引適正化法（取適法）が施行されたことを踏まえ、パンフレット「適切な価格転嫁の円滑化に向けて」を同法を含めた内容に改定するとともに、厚生労働省の要請により「自主行動計画」を改定し、5月に改定第3版を公表した。

また、主に 2025 年度に実施した価格交渉支援に関する事業の成果や、発出した通知をまとめ、会員の価格交渉を推進するツール（冊子）として作成した。

③価格交渉実施状況の把握

会員の価格交渉実施状況と成果・課題等の調査を 4 月から実施し、その結果は労務費の適正な価格転嫁に向けた国等の施策強化のエビデンスとして、議員連盟や厚生労働省等に報告・共有した。

④民間発注者に対する働きかけ

民間物件における労務費の適正な価格転嫁を推進するため、（一社）全国警備業協会と協働して民間経済団体等に働きかけることが 12 月に両団体で合意され、実施に向けて意見交換や協議・準備を進めた。

3-4. 医療関連サービスマーク制度への協力／村田副会長

1) サービスマークの受付事務

医療関連サービス振興会が所管する「サービスマーク（院内清掃業務）」の書類受付業務・指導業務を受託し、第 94 回（10 月認定）は 144 件、第 95 回（2 月認定）は 169 件、第 96 回（6 月認定）は 135 件を受け付け、年に 3 回、合計 448 件の改善指導業務を実施した。

なお、実地調査について、コロナ禍の影響により病院の視察が困難なケースに限り、事業所調査時に病院の書類上の調査を行うよう変更する等、振興会と協議しながら、感染防止の観点から適切に実施した。

2) 医療施設発注者へのサービスマークの普及

制度の活用を促進するため、病院施設に対し認定企業活用を促進した（「5-5. 病院清掃受託責任者講習の実施、4) 事業成長の方策」に記載）。

3) サービスマーク認定取得の促進

一昨年度に実施したオンラインセミナー（サービスマーク申請書類の作成方法及び実地調査への対応方法）を収録した講義動画をビルメン WEB で配信（視聴数約 650 回）し、サービスマークの認定取得を促進した。また 11 月には広島協会からの依頼を受け、同協会会員を対象とした書類作成方法をオンラインで説明した。

3-5. ビルメンテナンスの国際的組織への参画／一戸直前会長

1) アジアビルメンテナンズ連盟（アジアビルメンテナンズ大会）への参画

①理事会の開催

2025 年 6 月 18 日に大韓民国のソウルで開催された理事会に参加した。アジアビルメンテナンズ連盟会長として一戸国際委員長が議長を務め、出席した各国（日本、韓国、台湾、上海）協会の執行部に対して第 9 回アジアビルメンテナンズ大会（広島）のプレゼンテーションを行うとともに、第 10 回アジア大会を 2028 年に韓国で開催することを決定した。

②次回大会の準備

広島協会と協働して第9回アジア大会（広島）の企画・準備を進めるとともに、前述のアジア連盟理事会で大会への参加を働きかけた。さらに加盟国に対し周知及び参加者の募集を継続していく。

③加盟国との連携

11月20日にビルメンヒューマンフェア2025にあわせて来日した韓国協会のオ会長含む執行部と会談を行い、友好関係の維持に努めることで合意した。また2025年9月の台風18号により台湾が被災したことを受け、台湾協会にお見舞金を拠出した。

2) 第3回世界ビルメンテナンス大会の企画

日本のビルメンテナンス事業者に海外での交流の機会を提供するために、第3回世界ビルメンテナンス大会の開催地の選定を行い、2026年10月にトルコ・イスタンブールでの実施を決定した。3月より参加者の募集を行っており、年度末時点で23名の申込みを得た。

3-6. 建築物の安全確保に関する普及啓発／佐々木副会長

1) 消防庁検討会への委員派遣

消防庁が設置する検討会に継続的に委員を派遣し、防災関連の情報を収集するとともに、必要に応じて協会の意向等を同省に伝え、建築物の安全確保に係る情報の共有を推進した。

2) 教材の提供および活用促進

ビルメンテナンス事業者および発注者等双方に対し、建築物の安全確保や保全に資する教材として2022年度に刊行した「建物の仕組みと維持管理～建物管理の参考書～」の見直しを行い、5月に改訂版を発行した。特に改訂版では、機械編、電気編に設備管理に特化した情報の加筆・修正を行った。

また、設備管理業務の受発注者双方がその内容を理解・共有し、受注者が責任を持って業務に当たれることを目的とした「設備管理業務標準仕様書」を作成し、5月に公開した。

3-7. 障がい者就労支援に関する事業／佐々木副会長

1) 全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）の開催支援

第45回全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック、高齢・障害・求職者雇用支援機構主催）のビルクリーニング種目への協力として、同機構に専門委員、補佐員を推薦するとともに、協会内に全ワーキンググループを設置し、競技課題の決定、資機材の準備などの支援を行った。また次年度大会への協力および支援について検討を行った。

なお、10月17日～19日に開催された同大会では、ビルクリーニング種目に51名の選手が参加し、金賞1名、銀賞3名、銅賞3名、努力賞1名が受賞した。

4. キャンペーン事業

4-1. ビルメンヒューマンフェアの実施／佐々木副会長

1) ビルメンヒューマンフェア 2025 の企画・運営

11月19日～21日、(一社)日本能率協会との共催により「ビルメンヒューマンフェア & クリーン EXPO 2025」を、東京ビッグサイト西展示棟（東京都江東区）で開催した。展示会には151社・団体／374小間が出展、来場者数は15,273人（前年13,005人）であった。

講演会では、①ビルメン業従事者が安全・安心・健康に働ける身体作り：85人、②導入企業が語るスポットワークの活用：36人、③BIMが導くスマートメンテナンスの新時代：157人、④ディズニーランドが教えてくれた「お客様を大切に想う気持ち」：97人、⑤業務委託・フリーランスで働く人のセーフティネット：6人、⑥学生が描く“未来の働き方”：74人、⑦エコマークの活用で他社と差をつける：43人、⑧改正ビルメン発注ガイドラインと最賃改定を見据えた契約金額の変更：125人、⑨書籍「建物の仕組みと維持管理」から読み解くポイント：87人、⑩第2回ビルメン未来会議：22人、⑪AIシステムで会社を強くする：114人、⑫客室清掃がホテルを支える：135人、⑬掃除が部活！ごみ拾いに青春を捧げる高校生：68人、合計1,049名の参加を得た。

主催者ブースでは「ビルメン SAFETY & HEALTH ダンス振付コンテスト」の最終投票を実施し、593人の投票を得た。

2) ビルクリーニングサービスグランプリ 2025 の企画・運営

11月20日・21日の2日間、フェア会場で「ビルクリーニング サービスグランプリ 2025」を実施した。全国から22チーム69名の選手が参加し、ビルクリーニングサービスを通じた顧客価値を競い合った。その結果、東京地区のチームが最高賞となる厚生労働大臣賞を獲得した。

4-2. ビルメンテナンスこども絵画コンクールの実施／佐々木副会長

1) ビルメンテナンスこども絵画コンクールの実施

全国規模での「ビルメンテナンス業」と「ビルメンテナンス協会」の認知とイメージ向上を目的とし、「第19回ビルメンテナンスこども絵画コンクール」を実施した。

7月11日～9月19日を募集期間とし、今回からWEB応募システムを導入し、全国の小学生・園児から4,469点の作品が寄せられた。10月24日に最終審査会を実施し、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、環境大臣賞の3大臣賞をはじめ、659点の入賞作と学校賞30校を決定した。地区協会の協力を得ながら受賞者の表彰および作品展示を行った。

前回から応募数が半減する結果となったため、応募がなかった学校を対象にアンケートを実施した。その結果を踏まえ、第20回の開催に向けた対応について協議を行い、募集案内の早期化および郵送・WEBの併用による応募受付とすることを決定した。

5. 教育・資格事業

5-1. ビルクリーニング技能検定の実施／中野副会長

1) ビルクリーニング技能検定の実施運営

ビルクリーニング技能検定 1 級、2 級、3 級は、7 月末から 8 月初旬に募集を行い、受検申請者数は 1 級 2,055 名、2 級 649 名、3 級 1,171 名となった。また水準調整会議ならびに実技試験を全国 11 会場で 10 月から 2 月にかけて実施し、1 月から 2 月にかけて、CBT 試験による学科試験および実技ペーパーテストを行った。

● 1 級

受検者：2,055 名／83 名増（2024：1,972 名／53 名減、2023：2,025 名／264 名増）

合格者：775 名／44 名増（2024：731 名／50 名減、2023：781 名／52 名増）

合格率：37.7%（2024：37.1%、2023：38.6%）

● 2 級

受検者：649 名／41 名減（2024：690 名／8 名増、2023：682 名／25 名増）

合格者：296 名／16 名減（2024：312 名／5 名減、2023：317 名／67 名増）

合格率：45.6%（2024：45.2%、2023：46.5%）

● 3 級

受検者：1,171 名／38 名増（2024：1,133 名／72 名増、2023：1,061 名／20 名増）

合格者：718 名／43 名増（2024：675 名／31 名増、2023：644 名／16 名減）

合格率：61.3%（2024：59.5%、2023：60.7%）

技能実習生向けの随時 2 級、随時 3 級及び基礎級は随時受付し、随時 2 級が 103 名／28 社（前年度比 175 名減／23 社減）、随時 3 級が 3,220 名／395 社（前年度比 1,343 名増／112 社増）、基礎級が 2,815 名／379 社（前年度比 662 名減／29 社減）の受検申請があり、本部並びに各地区本部にて検定を行った。

2) 事業成長の方策

①試験課題の見直し・変更

各等級における職能を明確化したうえで、昨年度に引き続き技能検定見直し WG にて試験課題の見直しを実施し、試験課題の改定案をまとめた。また 4 月に開催したオンラインセミナーで改定案の概要を説明し、参加した 322 名が期待感を持っていることを確認した。次年度より改定案を踏まえ、試験問題や採点基準の作成を行う検定委員で組織する WG を開催し、厚生労働省等と協議を開始する。

②検定委員の育成

検定委員の水準調整を目的として、全国水準調整会議にて首席検定委員に各検定委員における採点傾向を集計・共有し、採点の標準化を図った。また、技能検定委員として 9 名を追加選任した。

③申込受付方法の更新

従来の「受講管理システム」から、新たに導入した申込管理システム「Manaable（マナブル）」を活用し、団体のネット申請受付を追加した。約 7 割がネット申請を利用し、受検者の利便性が進んだことを確認した。

5-2. ビル設備管理技能検定の実施／中野副会長

1) ビル設備管理技能検定の実施運営

ビル設備管理技能検定 1 級、2 級は 6 月に募集を行い、受検申請者数は 1 級 36 名／18 社（前年度比 6 名増／1 社増）、2 級 35 名／29 社（同 8 名増／6 社増）であった。今年度から新たに導入した申込管理システム「Manaable（マナブル）」を活用し、従来の紙申請に加えネット申請の申込を追加した結果、約 6 割がネット申請を利用した。

また 8 月から 9 月にかけて東京地区、近畿地区の 2 会場において実技試験を実施し、8 月 31 日に学科試験を実施した。その結果、合格者数は 1 級 21 名（前年度比 3 名増）、2 級 18 名（前年度比 6 名増）であった。

2) 試験課題の見直し検討

前年度に決定した「新たなビル設備管理技能検定の枠組み」を踏まえて、ビル設備管理技能検定再構築 WG を新設し、まずは必要な技能の洗い出しとともに、ビル設備管理業務の標準化を目指す検討を開始した。

5-3. ビルクリーニング分野特定技能評価試験の実施／中野副会長

1) ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の実施運営

特定技能 1 号評価試験は、昨年度に導入した Pearson 社の CBT で行い、国内各都道府県、特定技能に関する二国間の協力覚書締結国 16 か国（タジキスタン除く）において試験を行った。2025 年 6 月 1 日～2026 年 5 月 31 日に行われた試験では、日本での受験者が 3,209 名、うち 1,889 名が合格、海外での受験者が 7,079 名、うち 5,101 名が合格し、合計 10,288 名のうち 6,990 名が合格、合格率は 67.9%であった。

2) ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験の実施運営

特定技能 2 号評価試験は、年に 4 回実施し、受験者は合計 252 名、合格者は合計 33 名、平均合格率は 13.1%となった。

- ・第 5 回（6 月 24 日）：受験者数は 24 名、うち合格者は 4 名、合格率は 16.7%
- ・第 6 回（9 月 30 日）：受験者数は 54 名、うち合格者は 2 名、合格率 3.7%
- ・第 7 回（12 月 23 日）：受験者数は 86 名、うち合格者は 10 名、合格率は 11.6%
- ・第 8 回（3 月 31 日）：受験者数は 88 名、うち合格者は 17 名、合格率は 19.3%

なお、2025 年 10 月より特定技能 2 号評価試験不合格の特定技能 1 号外国人に対して、試験における合格基準点の 80%以上の得点を取得しており、かつ特定技能 1 号の通算在留期間の 5 年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合は、最長 1 年間、通算在留期間を超えて在留することが可能となる措置が発表された。上記措置による、第 7 回・第 8 回の合格基準点 80%以上の得点取得者数が 101 名（合格者含む）であった。

3) 合格証明書の発行

特定技能 1 号及び 2 号評価試験の合格証明書は、合計 3,787 件の申請があり発行した。

4) 事業成長の方策

①普及啓発

Pearson 社主催によるオンラインセミナー「CBT で変わった特定技能試験の現在」にて講演し、国内外における受験者確保に向けた PR 活動を行った。

②育成就労制度対応

2027 年から施行される育成就労制度について、厚生労働省とともに育成就労評価試験（初級）と特定技能 1 号評価試験の制度設計を行い、制度所管省庁主催による専門家会議等にて審議が開始された。専門家会議等の意見を踏まえ、3 月に育成就労評価試験（初級）の試行試験を実施するとともに、特定技能 1 号評価試験問題の改訂を行った。

③外国視察

11 月にスリランカを視察し、海外雇用庁を表敬訪問した。また 3 月にミャンマーを視察し、送出機関や日本語学校、国際交流基金、在ミャンマー日本国大使館等を訪問し、試験や就労について意見交換を行った。

5-4. 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施／村田副会長

1) 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

新規講習会をオンライン講習及び集合講習（考査含む）にて全国 8 地区で 13 回開催し、484 名が受講した。その結果、合格した 408 名（294 社）を新たな資格者として認定した。

2) フォローアップ講習（再講習）の実施

必要知識の反復履修及び近年における建築物維持管理の複雑・高度化への順応や、関係法令改正等の把握など、資格者の知識や技能の更新を図るフォローアップ講習をオンライン講習にて実施し、706 名が受講した。その結果、696 名（495 社）の資格更新を行った。

3) 事業成長の方策

官公庁にインスペクター制度活用を普及するために 2024 年度に設置した専門委員会で、インスペクターが先進的に活用されている官公庁施設として、静岡県協会を通じて静岡県庁の事例を調査するとともに、この調査で得られた情報を、5 月に全国の官公庁や地方自治体に周知した。

5-5. 病院清掃受託責任者講習の実施／村田副会長

1) 病院清掃受託責任者講習の実施

昨年度同様にオンライン講習・集合教育（考査含む）の併用で実施し、結果、新規 1,032 名、再講習 1,751 名の計 2,783 名（1,232 社）が修了した。

また、4～5 月に 2026 年度の申込受付を行い 2,819 名の申込みを得た。

2) 受託責任者のレベル向上

日々変化する発注者ニーズ、進歩する清掃技術などに対応し、常に高品質・高い技術の院内清掃サービスが提供できるよう、講習テキストの見直し・改訂を行った。

3) 病院清掃従事者研修の実施

各企業において受託責任者が行う「従事者研修」に代わる講習会を全国協会で実施し、全国における病院清掃従事者の知識レベルの統一化・向上に努めることを目的に、オンライン研修を開催した。結果、第1回32名、第2回23名、第3回34名、第4回25名、第5回7名の計121名（73社）が受講した。5月に第6回の申込受付を行い16名（12社）の申込みを得た。

4) 事業成長の方策

病院施設側の発注者が本資格者及び会員企業を選定することを促すため、第40回日本環境感染学会学術集会（7月開催）において普及セミナーを実施し、医療関係者約300名以上が参加した。

また、昨年度、全国約8,000の病院施設に対する本資格者やサービスマーク認定事業者の積極採用を促すチラシを配布した結果、83施設から病院清掃受託責任者講習、感染制御衛生管理士認定講習会、医療関連サービスマークを取得した「企業一覧」閲覧の希望があった。本年度も5月にチラシを配布した。

5-6. 協会講師育成環境整備／村田副会長

1) 講師の育成

各講習・研修・検定事業に携わる講師等関係者の指導水準を確保することを目的に、講習実施委員会における重点課題として、その方法や手段の検討を行った。

また、各地域（地区本部会議）でも議論が活発化されるよう地区本部長会議において問題提起と意見収集を呼び掛けた。

2) 講師確保の施策

昨年度に東京・関東甲信越地区を限定として全国協会の直接公募による委嘱を行ったインスペクター講師2名に、次年度以降講義ができるよう実地研修を行った。

5-7. 環境感染制御業務に関する事業／村田副会長

1) 感染制御衛生管理士（ICCC）認定講習会の実施

感染症に関する知識を有し、感染制御の実施が可能な人材を育成するための講習会を、オンライン講習及び集合講習により10月～11月に東京、東北及び九州地区で、2月～4月に北海道、東京、中部北陸、近畿、中国、四国地区で計217名が受講し、結果209名が（165社）修了した。なお、指導者としてより活躍できる知識と技能の習得を目的として、本年度より講習カリキュラムを一新した。

2) 建築物内感染対策講習の実施

医療機関以外の衛生管理業務の従事者に対しても広く感染症の基礎知識を付与することを目的に、オンライン講習の募集を行い36名（27社）が受講し31名が修了した。

6. 伝達媒体運営事業

6-1. 情報伝達媒体の強化／佐々木副会長

1) 全国協会ウェブサイトの運用

ビルメン WEB のコンテンツの充実を図るため、ビルメンテナンズ事業者の生産性向上に向けた生成 AI 等の記事や、適正取引推進のための記事の掲載を行った。ビルメンヒューマンフェア 2025 内で開催したビルクリーニングサービスグランプリ 2025 のライブ配信は、大会期間中 2 日間で 2,500 超の視聴を得た。

また「ベストビルメン」は特集コンテンツ「今月の特集」を 4 件公開した。さらに発注者からの依頼に基づき「入札公示情報」を不定期で掲載した。

2) その他デジタル媒体の運用

メールマガジン（月 3 回）を継続して運用した。毎回の配信数は約 23,000 件、開封率は毎回約 32%であった。また外国人の利用者が多い Facebook を活用し、外国人材関連事業の情報発信を重点的に行った。フォロワー総数は約 3,500 人となった。

3) その他アナログ媒体の運用

デジタル媒体に不慣れな会員へのフォロー、またデジタル媒体への誘導を行うことを目的とし、リーフレット「ビルメン mini」（月 1 回）を継続して発行し、会員にデジタル媒体のサマリーを提供した。また全国協会から会員に直接、通知や案内類を郵便で届ける定期便（月 2 回）を継続して運用した。

6-2. 電子書籍化及び印刷物の提供／佐々木副会長

1) 電子書籍による出版物の提供

ビルメン WEB のトップページに「会員メリット」として電子書籍ボタンを設置し、ユーザーが情報を検索しやすい環境を整備した。その後、電子書籍全コンテンツのアクセス数は約 34 万件となり、2024 年度比で約 76.5%増加した。

2) オンデマンド印刷による印刷物の提供

2023 年度から導入したオンデマンド印刷サービスは、2025 年度の売上が約 94 万円となり、2024 年度の約 76 万 5,000 円と比較して約 22.8%増加した。

7. 会員支援事業

7-1. 会員メリットの開発・提供

1) 付帯サービスの提供／佐々木副会長

会員限定で提供しているサービス（WEB コンテンツ）を継続的に提供した。①オンライン・ビジネススキル研修「マイビズアップ」は視聴回数が 9,724 回で、前年度の 12,289 回から 20.9%減少したが、一部のコンテンツは視聴回数が増加し、特定テーマでの需要が伸びていることを把握した。②補助金・助成金情報はアクセス数が 1,329 件で、前年度の 2,005 件から約 33.7%減少した。

2) 会員の人手不足対策の支援／村田副会長

①外国人材の活用促進

ア) WEB コンテンツの提供

外国人材向けにビルメン WEB で公開している「ビルクリーニング紹介マンガ動画」の周知に努めた。また5月に、外国人材採用の優良事例を検索できる「ビルクリーニング外国人材事例集」をビルメン WEB に公開した。

イ) 海外訪問機会の提供

海外の求職者との面談や現地視察を行う海外採用ツアー（11月・スリランカ、5月・インドネシア）を実施した。スリランカでは日本から5社7名と現地求職者24名が参加、インドネシアでは日本から2社2名と現地求職者27名が参加し、合計で7社9名、現地求職者51名が参加した。両者の面談や日本語教育現場等の見学、参加者間で雇用への課題や工夫についての意見交換等を行った。

ウ) 外国人材とのマッチング機会の提供

外国人材・登録支援機関・会員のジョブマッチングイベントを4月に東京で実施した。会員からは5社10名が参加、登録支援機関・外国人材は5名が参加し、具体的な採用に向けた面談が行われた。

②生産性向上の支援・情報提供

生産性向上に努める会員の支援として、ヒントや成功事例、補助金等の情報を随時発信した。ビルメン WEB の特設ページで清掃ロボットや AI、ドローン活用に向けたヒントとなる記事を複数掲載し、合計で約9,800PVを得た。また、WEB で提供した情報を冊子にまとめた「生産性向上の重要 HINT！ Vol.2」を制作し、4月に会員に配布した。

参加型のイベントとして「清掃ロボット実機体験会」を9月に大阪（参加者20名）、10月に福岡（同35名）、11月に宮城（同25名）にて開催し、合計3回、80名が参加した。また、9月に中小企業省力化投資補助金を解説するオンラインセミナーを開催し、40名の参加を得た。

③国内人材確保の支援

11月に「ビルメンヒューマンフェア 2025」の講演企画として、スポットワークを活用した国内人材確保に関する講演を実施し、36名の参加を得た。またビルメン WEB で人材確保・人材活用に資する記事を複数掲載し、合計で約1,000PVを得た。

3) 営業支援サービスの提供／佐々木副会長

会員と発注者をつなぐサイト「ベストビルメン」において、発注者からの依頼に基づき「入札公示情報」を不定期で掲載し、会員の受注機会拡大に努めた。また、会員に対する「ベストビルメン」活用促進として、ビルメン WEB の定期便に登録促進チラシを同梱したほか、代理登録キャンペーンも実施したが、企業情報の新規登録は2社にとどまった。

これらの状況を踏まえ、「ベストビルメン」の運用目的を見直し、発注者向けサイトとしての役割を廃止し、今後は会員紹介ページ（名簿）として運用することとした。

4) 労働災害防止の指導・支援／佐々木副会長

①労働災害防止に資する情報の提供

各地区協会が実施する安全衛生大会など労働災害防止活動を支援するため、労災発生状況や労災保険収支率・収納率などの情報、また「安全衛生管理のすすめ」の提供を行った。

また毎月1回配信している動画「安全・健康のツボ」は、合計で約7,050回再生を得た。加えてビルメンヒューマンフェアで、ダンサーのSAM氏を招いて「出張版！安全・健康のツボ」講演会を実施し、85名の参加を得た。

さらに従事者の体力づくり等を目的とした「ビルメン SAFETY&HEALTH ダンス」を制作することとし、振付コンテストを6月23日～9月30日で実施し、42点の応募があった。11月4日にダンサーのSAM氏を招き一次審査を実施、11月19日～21日の3日間ビルメンヒューマンフェア会場およびWEB上で一般投票を行い、最優秀賞を決定した。最優秀賞の振付をもと、理学療法士の助言を得て正式な「ビルメン SAFETY&HEALTH ダンス」を完成させ、5月にDVDを制作、6月に提供を行う準備を整えた。

②労働災害発生報告システムの運用

平成24年度から運用している本システムを継続運用し、毎月、各地区本部を中心に情報提供を行った。一方、システムの運用の見直しを実施し、今後は厚生労働省が公表するデータで代替して情報を提供していくこととした。なお各地区協会の判断で従来どおりの運用を継続する場合に、それを支援するシステムの構築を行った。

5) 各種保険の加入勧奨／佐々木副会長

引受保険会社各社と連携し、会員および地区協会に対して保険加入の勧奨を実施した。その結果、新規加入は49件となり、このうち2023年度より本保険制度に参画した日新火災海上保険株式会社で32件の新規加入があった。

また賠償責任保険のウェブページをリニューアルし、電話およびメールで受け付けていた概算見積依頼をフォーム化し、入力内容が提携各社へ自動共有される仕組みを構築するなど、加入検討や各社比較が円滑に行えるよう改善した。併せて会員向けメール配信や各種媒体を活用して周知強化に努めた結果、約20件の問合せがあり、そのうち2件が成約した。

7-2. 第56回実態調査の実施／中野副会長

1) 第56回実態調査の実施

全会員を対象とした「第56回実態調査」を、10月27日～12月5日の期間で実施した。回収数は1,061件（対象数2,809件）となり、昨年の1,064件（対象数2,835件）より3件の減となったが、回収率は37.7%となり、昨年の37.5%を上回った。

調査結果は「ビルメンメンテナンス情報年鑑2026」として3月に発行し、会員に配布するとともにビルメンWEBで公開した。